（その１）

（令和 6 年分）

整理番号 5031

1 政治団体の名称
（ふりがな）（こんじきのかい）
金色の会

2 主たる事務所の所在地
岩手県盛岡市大通三丁目1番24号
第三菱和ビル5階

3 代表者の氏名
横沢 高徳

4 会計責任者の氏名
平野 優

事務担当者 収支報告書の内容に関する問い合わせに応じられる方の氏名・電話

（氏名） 平野 優

（電話） 019-625-6601

（受付印）
岩手県
-7.2.-4
選挙管理委員会

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
公職の種類 参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名 横沢 高徳
☐ 無
資金管理団体の指定の期間（※１）
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※１ 報告対象年の１月１日から12月31日までの間に資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 横沢 高徳
公職の種類 参議院議員（現職）
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間（※２）
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

※２ 報告対象年の１月１日から12月31日までの間に国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載してください。

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,363,170円
（前年からの繰越額）	4,262,742
（本年の収入額）	2,100,428
支　出　総　額	50,000
翌　年　へ　の　繰　越　額	6,313,170

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	0円
員　数	0人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)　個人からの寄附	100,000	
〔うち特定寄附〕	0	
(ｲ)　法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ)　政治団体からの寄附	2,000,000	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	2,100,000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア＋イ）	2,100,000	

注）「寄附」による収入がある場合は、（その７）の記載が必要です。

（その６）

(6)　その他の収入		
摘要（1件10万円以上のもの）	金　　額 十億　百万　千　円	備　　考（年月日等）
この頁の小計	0	
1件10万円未満のもの	428	
合　　計	428	

注1)　その他の収入とは、個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入です。（例　預金利子）

注2)　1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を個別に記載し、10万円未満のものは一括して金額を記載してください。

（その７）

（1、2、3のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	① 個人 2. 法人その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
岩舘 正英	千億 百万 千 円 100,000	R6.12.10	岩手県盛岡市中央通3-4-3-801	会社役員	

この頁の小計	100,000
その他の寄附	0
合計	100,000

注1) 寄附者の区分（個人、法人その他の団体、政治団体）ごとに記載してください。

注2) 同一の者（団体等）からの年間合計額が５万円を超える（5万1円以上）寄附については、氏名（名称）、金額、年月日、住所（所在地）及び職業（代表者の氏名）を記載してください。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、金額にかかわらず内訳欄の記載が必要です。

以上に該当しないものは、「その他の寄附」欄に金額をまとめて記載してください。

注3) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して「年月日順」に記載し、その寄附者（団体等）ごとに「計」を入れてください。

注4) 特定寄附については、例えば、甲野太郎（公職の候補者）が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名（又は名称）」欄に「（特）甲野太郎」というように記載してください。

（特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附することをいいます。）

（その７）

（1、2、3のいずれかに○をつけてください）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人その他の団体　(3.) 政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（千億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
陸山会	1,000,000	R6. 6. 20	東京都港区赤坂2-14-9 ライオンズマンション赤坂志津林305	小沢　一郎	
陸山会	1,000,000	R6. 12. 18	東京都港区赤坂2-14-9 ライオンズマンション赤坂志津林305	小沢　一郎	

この頁の小計	2,000,000
その他の寄附	0
合計	2,000,000

注1)　寄附者の区分（個人、法人その他の団体、政治団体）ごとに記載してください。

注2)　同一の者（団体等）からの年間合計額が５万円を超える（5万1円以上）寄附については、氏名（名称）、金額、年月日、住所（所在地）及び職業（代表者の氏名）を記載してください。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、金額にかかわらず内訳欄の記載が必要です。

以上に該当しないものは、「その他の寄附」欄に金額をまとめて記載してください。

注3)　寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して「年月日順」に記載し、その寄附者（団体等）ごとに「計」を入れてください。

注4)　特定寄附については、例えば、甲野太郎（公職の候補者）が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名（又は名称）」欄に「（特）甲野太郎」というように記載してください。

（特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附することをいいます。）

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目		金額	備考 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費	(1) 人件費	十億 百万 千 円 0		
	(2) 光熱水費	0		
	(3) 備品・消耗品費	0		
	(4) 事務所費	50,000		
	小計	50,000	0	
2 政治活動費	(1) 組織活動費	十億 百万 千 円 0		
	(2) 50000	0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア＋イ＋ウ＋エ）	0		
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣伝事業費	0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ その他の事業費	0		
	(4) 調査研究費	0		
	(5) 寄附・交付金	0		
	(6) その他の経費	0		
	小計	0	0	
合計		50,000		

注)　支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものは各項目の備考欄に金額を記載し、さらに（その16）にも内訳を記載してください。

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査代	十億 百万 千 円 44,895	R6.02.01	工藤 克之	岩手県盛岡市城西町1-8	

この頁の小計	44,895
その他の支出	5,105
合計	50,000

注1) この様式は「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」のみ作成してください。

注2) 経常経費のうち、人件費を除く、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費についてそれぞれ別葉で作成してください。（「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」と記載してください。）

注3) 資金管理団体は、１件当り５万円以上の支出について個別に記載し、５万円未満の支出については「その他の支出」に一括して記載してください。

注4) 国会議員関係政治団体は、１件当り１万円を超える（1万1円以上）支出について個別に記載し、１万円以下の支出については「その他の支出」に一括して記載してください。

注5) 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気の使用料」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」というように具体的に記載してください。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

注）　有無について、□にチェックしてください。「有」にチェックした場合は、資産等の項目別区分ごとに（その18）に記載してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

① 領収書等の写し
② 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 4 日

政治団体の名称　　金色の会

会計責任者の氏名　　平野　優　印

※代表者の氏名　　印
（解散する場合のみ記入すること）

注1）　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
注2）　「※代表者の氏名」欄は、解散する場合に記名押印又は署名し、署名は必ず代表者本人が自署すること。また、「政治団体解散届」を同時に提出すること。

政治資金監査報告書

令和７年２月３日

金色の会
会長　横沢 高徳　殿

登録政治資金監査人 工藤克之
登録番号　第3111号
研修終了年月日　平成21年12月17日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下、「法」という。第19条の13第1項の規定に基づき、金色の会の令和６年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、金色の会の主たる事務所（※2）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。

（2）法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書（※１）は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されて

いた。

（4） 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

金色の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、金色の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

（※1）政治団体が解散したときに提出する収支報告書の場合は、「法第12条第1項に規定する収支報告書」とすること。

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

（注）政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができる条件として以下の場合が考えられるとのこと。

① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実態が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合

② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合